

5

教育を政治の外に置くべし(前號の續き)
西洋に於ては日本と趣を異にし古來教育の全權は僧侶の掌握する所と爲りて封建の時代に貴族上流社會の學問は更あり下等貧民の教育に至るまでも宗門に於て之と支配し就中カソリック宗派の如きは往時教育の任より自門自宗に特有なりと心得、僧侶と爲るべ凡ものに學校を設けらるゝ事無く其の代りに僧侶の子弟は専ら其の門に於て之を受ける事となつた。

間を抜くるの傍ら著し貴族子弟の同學を許したれ共一般の人民には學問知識は無きを宣しとし後ち更にプロテスタント宗の起るに及んで此趣きを變更し民間通俗の教育とも一手に引受け上等下等の別あく教育の事は僧侶専ら之に當り後には教育の全權を利用して宗旨上の目的に供せんとえたるより其弊害百出し繼で君主化（Centralization of Education）と稱へて宗旨教育混同の弊の癡らざるは漸く近代の事なれ共數百年來の慣習一朝もして除くべからにも非ず西洋諸國普通小學之事は今も尙る各地管區の管轄に歸し寺區と學區と判然の境界ある者極て勤しと云へり日本今日の勢にては宗教は殆んど教育に縛由無き者とあり民間の通俗學校と寺院とを混同せるもの少くさむ實際の得失如何に拘はらず西洋人を見る所にては甚だ美ありと稱するよとならん右の如く日本の教育は古來宗門の支配と受ること少々かり事と雖も一方に政治の支配を蒙りるの害ハ亦尋常ならずと爲そべし前論にも述べたる通り開國以前日本は教育と稱そべき者は支那學なり支那學の大要は經子百家皆な治國平天下の道ふして學問と云へば治平の二つより外なき次第あるゆゑ教育は全く政治の部局内に置かれて學問づらうる人と政治と司る人の人

と別々ならずして體て真正ある教育振興は點に於て非常の防護と受けたるは事實に於て明白ある可し之と要するに西洋は宗教教育混同の國にして日本は政治教育混同の國と云て可ならん此二つのもの與よ弊害を免れずと雖ども宗旨の爲めに教育を置用したる弊と政治の爲めに教育を置用したる弊と比較する時は後者の心神既に發達すれば自ら小獨立の思想を生玄隨て學理の境内自由にうの腦髄を動かさせて諸の工夫と録る可きが故より始へ始めには其害も被ひるも後に至りては自啓性智力却てのみ害を治療するの方便もあるべし即ち教育の宗旨の爲め直接に害を受くることあるにも間接にして此の如きものに非ず元來政治の目的は現在の制度と其儀に保守せんと欲せる者にして之に反対する新規の主義思想は大に以て忌避せざる可ふす宗教は單に人の精神を制するのみなれども政治の有力にて極度なるもののハ認く人の形體を支配して又能く其思想と束縛す即ち人生の外部に命令して内部を勧化するものあるれば精神の獨立と叶ふよりしより學問の進歩非常な事と謂ふて是れ今日に至りしは惜しむべきの次第と謂ふ

聚壁

復業廣告
始より暑中休業致居候處本月廿五日ヨリ
相始メ候間御得意様方不相變御用向被仰付度此段奉

復業廣告

小生今般
仕候付了
趨御禮可
御方王

父
有之哉。候閭

弘毅

不幸ノ節
葬被成下

御來弔又ハ御會
候諸君ヘ一令拜
所不相判或ハ伺漏
チ以テ右等ノ諸

日蝕空
分十八千葉

に學士教育家が其教育還俗論を主唱するの理にして又實際に於ても斯く無くては叶はぬ義なるべし。雖ども前申す如く日本の宗旨は教育より關係して弊害したるふと少なければ深く其還俗論を云々するに及ばざる筈あるに世の論者は東西事情の相違する所あるにも心付かずして漫に西洋の時論に模じ適々僧侶による小學教育の任を負ひせては如何など云ふ議論の端緒を開く者あれば熱心これを批難し僧侶に教育を任するの弊害い恐る可きもあり般鑑道からず西洋のむかしに在りゐゞゝ喋々するは我輩に於て寧ろ其着眼の狹隘せうあいなるを笑はざる可らざるなり眼前西洋人が日本に來りて耶蘇教を弘むるに先づ第一著には學校を起して普く世俗の子弟に入學を許し宗旨にハ縁の遠た讀書算筆理化博物の諸藝を教え且つ其國の言葉まで授けて徐々にハ教の計畫を爲すハ別段の新工夫又も非ず即ち西洋一般宗旨を以て教育を支配するの筆法をその儘寫して日本に應用したるよ過ぎ也世の人は耶蘇宣教師が學校教育を利用して數法を弘むるの工夫を珍らしとして賞讃されども是れは西洋の常例にて別に日本限りの新法といふにも非ず只西洋に於てハ教育の部内に尙ほ宗旨の勢力ある反證として見るべきのみ之より反して日本の僧侶念は先づ以て無用の沙汰なる可し唯恐るべきは東洋古來の積習にて教育を政治界外に置かず時々政治家の胸案にて隨意にこれを變動するの慣行に在るが故に日本教育の長計を策したらば先づ教育を政治外に獨立せしむるの工夫肝要たるべきあり其獨立の方法論は之を他日に譲る

せられたる時代即ち一千八百七十四年の頃に在りては統領官當公債は四百七十七万九千磅(一億一千二百万法)に過ぎざりしに今日に至りては歐洲諸國大半の財坐公債は甚だ過大の額に上りて而して當坐公債は之を承久公債に變するが爲にするに非ざれば當て公然皆人をもすことなし即ち奥地利、匈牙利、西班牙特に佛蘭西の如きは皆然ざるる是即ち溢費流出現を制止する所の一の衝動即ち募債上の公明を缺く所以あり夫れ政府が金錢を四方より引出すは必ず容易より蓋し政府と關係を有する公益の事業者例へば貯金銀行所の如きは許多の資本を吸收して之を國庫に注入せんとを切望し國庫は之を不適に描いて顧みず特別の職務を有する許多元の機關は實じて彼等を銀行者とあり政府は鐵道會社にして商法議院所に其保護をへて彼等を無根の證券を發行せしめ而して此證券はアシナー(佛國大革命の際に發行せし紙幣)と一般始て隱然として次第に溢出するに至る
我佛國當坐公債の價額は果して幾許に上れるや並し廿億万法に止まるべきや否る二十五億萬方法に止まるべきや未たし然らば三十億萬方法に止まるべきや爰し積密に算し來らば此價額を過超すること極に大ある
も未だ知るへからざるあり佛國代理議士ドーフェン氏が歲計豫算調査委員會に於て述べたる言に重慶は今日現に九億七千二百万法の六箇年期義務券を發行し若くは其發行の許可を得たりとあり夫れ然り然るに佛國歲計豫算の缺乏を訴ふるは已に六年あり去れは何故に六年間に償還すべき義務券を發行するやと云ふに蓋し其償還は必ず更新を以てするに非されば爲し能はされば然らば何故に公然借入をもさるやドーフェン氏は之を説明するに一部の當坐公債を承久公債に變換せしめざるへからざることを以てせり果して然らば何故に一部に止めて全體に及ぼさるや重慶は一千九百一十一年以來版期定期券の發行、貯金預所よりの借入、及諸會社諸組合よりの借入を廢棄し七十年間に漸次消還すべく三分利附公債に走れば決して結約せざらんことを願ふものあり
奥地利、匈牙利、希臘其他の邦國の如きは稍々中道を守り當坐公債の弊害を減らすを得たりと雖も概して之を首へは此等の諸國も亦佛國と同敵を履めり蓋し財政悪々迫切の場合に至り當坐公債を承久公債に轉換するため已むを得ず公然の幕張を爲すが如きは漫費の極まるに世人は此賤むべき方法を採用して後悔を顧す故に其公然棄債するに當りては未た加入の記名をもさざる以前に早く已に之を消費し盡せるものあるに至る是を以て今代財政の諸難困惱は日に益々大なるとす然にドーフェン氏は此錯誤を以て充分と認めるものゝ如じ何とされば氏は猶新にニ箇の錯難を唱言したれども即ち氏は資本更新の奇怪ある處理なるとを知らずして自ら迷路に入りてして若干年月の後には奇に資金の或る額目を成績し得るのみならず尚ほ其手中に残金全額を握有し得べきことを憲せり然るに是は童兒の見解と似即ち百年前の博士ブリース氏が咸實に立換へしむる方法是あり抑へ苦悶の財政を立てるとして以て當時の人々を喜ばしめたる見解の方を過ぎざるのみ是氏が錯難を唱言せるより次に氏は喜ばしめたる方法を覽めたり即ち政府が會社に對して利子を保證する所の金額は勿論政府が保證する利子其物をも併せて之を會社に立換へしむる方法是あり抑へ苦悶の財政を立つるは此如き兒戲に類する狡猾手段に在らすして常に財政をして一蹶の疑あからしむべき簡約と明白とに在るより是氏が錯難を唱言せる二なり

○朕茲ニ海軍掌砲兵掌水雷兵條例ヲ裁可ス
勅令第四十四號 明治二十年 八月四日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西郷従道 御名 御璽

第一條 海軍掌砲兵掌水雷兵條例
第一條 海軍兵曹水兵ニシテ砲術練習艦掌砲證狀ヲ有スル者ヲ掌砲兵ト稱シ水雷術練習艦掌水雷證狀ヲ有スル者ヲ掌水雷兵ト稱ス○第二條 艤營ニ於テ砲手中ニ有スル要職ハ掌砲兵ナシテ之ニ充テ水雷手中ノ要職ハ掌水雷兵ナシ以テ之ニ充ツ○第三條 掌砲兵掌水雷兵ハ階級ヲ拘テス卒業ノ成績ニ據リ各二等ニ區分ス○第四條 掌砲兵掌水雷兵ハ其等級ニ從ヒテ海軍服制ニ掲クル臂章ニ附セシム○第五條 掌砲兵掌水雷兵ハ其等級ニ從ヒテ加俸ヲ給ス但掌砲兵掌水雷兵ノ名稱ヲ併有スルモ重複シテ給スルヲ得ス」一等 日給三錢二等 日給金二錢○第六條 掌砲證狀及掌水雷證狀ノ有効期限ハ證狀授與ノ日より起算シ滿五箇年トス其期満レハ臂章ヲ除キ加俸ヲ止ム

○朕茲ニ海軍下士卒教員加俸ノ件ヲ裁可ス

明治二十年 八月四日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西郷従道 御名 御璽

勅令第四十五號
海軍下士卒ニシテ教員ノ職ヲ執ラシム者ニハ一日合來ル明治二十一年八月限り改正スル儀ト心得ヘシ

明治二十年八月二十五日 海軍次官子爵樺山貢紀 在フス

○海軍省訓令第八十號 海軍一般

勅令第四十三號ニ以テ海軍武官服制改正相成候右ニシテ西公使謁見及國書捧呈 西特命全權公使は去る二十二日露皇帝陛下へ謁見 国書を捧呈したる日一二時二十三日辰を以て在籍公使館より撤職ありたり

○歐洲諸國歲計預算に缺點 (去る十九日の事)

蓋し機密事業の實行は公營事業の爲に濫用せられ其の弊害制止する能
はざるに至れり歐洲大陸衆に佛國に於ては此公營事業を以て未だ充分
あると想像し譬へは一私人が其家の八方に門戸を開き其所有地の全
面に道路を廻ると一般ある経営を立て以て時機の何物たるか程度の
如何とは蓄て毫末も之を顧慮するとも彼フレシ子一氏の經營は特に
我が佛國に行はれたるのみならず延さて他の諸國に及へり即ち奥地利
匈牙利伊太利西班牙、葡萄牙等の如き大抵歐羅巴諸國は皆此フレシ
子一經營を施して爲し其財政の全般を招げり
今詣ふ其例證を示さん若し一事業の利益を生する者を擧ぐれば世人必
す知れ鐵道事業を推するへん凡る鐵道にして民有線ものは獨り
其營業費のみならず其資本の利息を併せて自ら之を支弁せざるへか
らず甚英米其他政府の深く鐵道事業に干渉せざる邦國に於て見る所を
り即ち英米の諸道は總て其收利の多き鐵道と收利の少き鐵道と彼此付
失相衝ひて始て利益あるものありシヨグレム氏は此頃ノブリーズデ、
ザツフェールアエトランゼーと題する一報誌に此事を論説して曰く
大貌列強に於て相持の鐵道會社十五箇所は數も千八百八十二年には平
均五分半の利益配當をもし千八百八十二年にも亦五分半を配當し千八
百八十三年には五分と八分の三、千八百八十四年には五分、千八百八十
五年は四分と三分の二を配當せり而して商業の最も沈滯せし千九百八
十六年にも尙ほ四分と三分の一を配當せり
之に反じて歐洲大陸に在りては各國政府の舉動常に競ひて編成を増大
にし爭ひて貨運率を低減するに在るを以て鐵道事業は絶え共利益を
生せざるに主より故に英國に於ては其鐵路の過半は出人相償はして
利益を見す澳國に於ては其澳地鐵道會社及ローバーレ鐵道會社の二
大會社にて分以下の配當をもし其一は三分半乃至四分の利益配當をもし他の一
は配當する利益を殆ど皆國庫の補助金に仰て西班牙に於けるノール、
ドレスペーニュ及ラナックスと稱する兩國鐵道會社は同國中にも最も
古く最も盛大にして其創設以來既に二十餘年の星霜を経るにも拘らず
最初奮起して之を構成せし資本家に對して今日尚現に二分乃至三分の
利益配當を爲すのみ
鐵道事業は佛國に於ても亦其收益あるを見す又蓄て利益を生したる線
路も今は絶じて之を見るよし佛國政府は近時大鐵道會社に對して九
千萬乃至一億方法の利益保証金を支拂へり此大鐵道會社の利益配當は
下に別記するが如レ即ち南方會社は四千四百万法、北方會社は三千一
百万法、南方會社は一千二百五十五方法、オルレアン會社は三千四百五十
方法、西方會社は一千一百二十万法、東方會社は二千七十七十三万法と
して此大會社の配當金を合すれば一億一千五百九十九万法なりとす
然れども今此中より政府の利益保証金一億万法を除去するときは記名
約束の元價十四億七千七百万法に上れる資本株金に向ひて配當する利
益は僅に五千三百万法に下る(し故に佛國に於ける全鐵道鐵路の資本
株金に對する純益は平均三分半と爲る而して實際上に於ては其純益は尚
は此歩合より降るよ甚じ落し官有鐵道二千五百九十九万メートルと地方鐵
路二千九百五十三キロメートルと曰大抵其供用せし資本に毫末の利益を

せられたる時代即ち一千八百七十四年の頃に在りては統領官當公債は四百七十七万九千磅(一億一千二百万法)に過ぎざりしに今日に至りては歐洲諸國大半の財坐公債は甚だ過大の額に上りて而して當坐公債は之を承久公債に變するが爲にするに非ざれば當て公然皆人をもすことなし即ち奥地利、匈牙利、西班牙特に佛蘭西の如きは皆然ざるる是即ち溢費流出現を制止する所の一の衝動即ち募債上の公明を缺く所以あり夫れ政府が金錢を四方より引出すは必ず容易より蓋し政府と關係を有する公益の事業者例へば貯金銀行所の如きは許多の資本を吸收して之を國庫に注入せんとを切望し國庫は之を不適に描いて顧みず特別の職務を有する許多元の機關は實じて彼等を銀行者とあり政府は鐵道會社にして商法議院所に其保護をへて彼等を無根の證券を發行せしめ而して此證券はアシナー(佛國大革命の際に發行せし紙幣)と一般始て隱然として次第に溢生するに至る
我佛國當坐公債の價額は果して幾許に上れるや並し廿億万法に止まるべきや否る二十五億萬方法に止まるべきや未たし然らば三十億萬方法に止まるべきや爰し積密に算し來らば此價額を過超すること極に大ある
も未だ知るへからざるあり佛國代理議士ドーフェン氏が歲計豫算調査委員會に於て述べたる言に重慶は今日現に九億七千二百万法の六箇年期義務券を發行し若くは其發行の許可を得たりとあり夫れ然り然るに佛國歲計豫算の缺乏を訴ふるは已に六年あり去れは何故に六年間に償還すべき義務券を發行するやと云ふに蓋し其償還は必ず更新を以てするに非されば爲し能はされば然らば何故に公然借入をもさるやドーフェン氏は之を説明するに一部の當坐公債を承久公債に變換せしめざるへからざることを以てせり果して然らば何故に一部に止めて全體に及ぼさるや重慶は一千九百一十一年以來版期期權券の發行、貯金預所よりの借入、及諸會社諸組合よりの借入を廢棄し七十年間に漸次消還すべく三分利附公債に走れば決して結約せざらんことを願ふものあり
奥地利、匈牙利、希臘其他の邦國の如きは稍々中道を守り當坐公債の弊害を減らすを得たりと雖も概して之を首へは此等の諸國も亦佛國と同敵を履めり蓋し財政悪々迫切の場合に至り當坐公債を承久公債に轉換するため已むを得ず公然の幕張を爲すが如きは漫費の極まるに世人は此賤むべき方法を採用して後悔を顧す故に其公然變換するに當りては未た加入の記名をもさるゝ以前に早く已に之を消費し盡せるものあるに至る是を以て今代財政の諸難困惱は日に益々大なるとす然にドーフェン氏は此錯誤を以て充分と認めるものと如じ何とされば氏は猶新にニ箇の錯難を唱言したれども即ち氏は資本更新の奇怪ある處理なるとを知らずして自ら迷路に入りてして若干年月の後には奇に資金の或る額目を成績し得るのみならず尚ほ其手中に残餘資金の全額を握有し得べきことを憲せり然るに是は童兒の見解と似即ち百年前の博士ブリース氏が咸實に立換へしむる方法是あり抑へ苦悶の財政を立つるは此如き兒戲に類する狡猾手段に在らすして常に財政をして一蹶の疑あからしむべき簡約と明白とに在るあり是氏か錯難を唱言せる二なり